



2026年7月3日

各位

会社名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 松田 克也
(コード:2269 東証プライム)
問合せ先 IR 部長 田中 正司
(TEL:03-3273-3524)

従業員に対する譲渡制限付株式を用いたインセンティブ制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社ならびに当社の事業子会社である株式会社 明治、Meiji Seika ファルマ株式会社およびKMバイオロジクス株式会社(以下、総称して「当社事業子会社」といいます。)の管理職の職位にある従業員に対する譲渡制限付株式を用いたインセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)に基づく自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払 込 期 日	2026年9月25日
(2) 処分する株式の 種類および数	当社普通株式 16,400株
(3) 処分 価 額	1株につき 3,805円
(4) 処分 総 額	62,402,000円
(5) 割 当 予 定 先	当社事業子会社の従業員 164名 16,400株

2. 本自己株式処分の目的および理由

当社は、2023年1月10日開催の取締役会において、当社グループの中長期経営計画および持続的な企業成長をけん引する従業員に対して譲渡制限付株式を付与することにより、当社グループの企業価値向上への貢献意欲を高め、対象となる従業員と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

その上で、今般、本制度に基づき、当社事業子会社の管理職の職位にある従業員164名(以下「対象従業員」といいます。)に対して、各当社事業子会社から支給された金銭債権(合計62,402,000円)を出資財産として当社に現物出資させることにより、本自己株式処分として当社の普通株式16,400株を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につき、それぞれ当社の1単元の株式数である100株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な意欲貢献を促す観点から、付与する株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を当該割当株式の払込期日から「明治グループ2026ビジョン」期間が終了するまでの1年間と設定いたしました。

対象従業員は、各当社事業子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式(以下「本割当株式」といいます。)を引き受けることとなります。

なお、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が各当社事業子会社から支給されますので、本自己株式処分により、対象従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

【譲渡制限付株式割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

2026年9月25日～2027年9月24日

上記の譲渡制限期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)において、対象従業員は、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象従業員が譲渡制限期間中に継続して当社または当社事業子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。また当社は、(i)対象従業員が譲渡制限期間中に雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了。以下同じ。)、死亡、当社または当社事業子会社の取締役もしくは執行役員への昇格、当社および当社事業子会社以外の会社への転籍その他の当社が正当と認める事由により当社もしくは当社事業子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合((ii)に該当する場合を除く。)、または、(ii)対象従業員が譲渡制限期間中に日本国外の当社もしくは当社事業子会社の事業所または当社の関係会社に赴任することが当社もしくは当社事業子会社により決定された場合には、当該喪失の時点または当該赴任発令日の前営業日をもって、本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社または当社事業子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合(ただし、(i)喪失と同時に当該地位のいずれかに雇用または再雇用されるとき、および(ii)対象従業員が雇用期間満了、死亡、当社または当社事業子会社の取締役または執行役員への昇格、当社および当社事業子会社以外の会社への転籍その他の当社が正当と認める事由により当該地位のいずれも喪失したとき(対象従業員が日本国外の当社の関係会社(当社事業子会社を除く。)に赴任することが当社または当社事業子会社により決定された場合において、当該赴任により当該地位のいずれも喪失したときを含む。))を除く。))には、当該喪失の時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(4) 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の決定により、本割当株式の全部について、当該承認の日の翌営業日の午前0時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日(2026年7月2日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,805円としております。これは、当該取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当該取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間(2026年6月3日(水)から同年7月2日ま

で)の東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値である3,709円(円未満切捨て。終値単純平均値に関して、以下同じ。)からの乖離率は+2.59%(小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算に関して、以下同じ。)、同前営業日までの3ヶ月間(2026年4月3日(金)から同年7月2日まで)の終値単純平均値である3,743円からの乖離率は+1.66%、および同前営業日までの6ヶ月間(2026年1月5日(月)から同年7月2日まで)の終値単純平均値である3,770円からの乖離率は+0.93%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上